

第38回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年3月10日(金曜日)
午後2時(受付開始 午後1時)

場所

東京都千代田区神田練塀町3番地
富士ソフト アキバプラザ 5階
アキバホール

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

(ご来場自粛のお願い)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆さまにおかれましては、本定時株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

また、ご来場される株主の皆さまにおかれましては、マスクの着用や手指の消毒、検温等の感染症対策にご理解・ご協力をお願い申し上げます。

なお本定時株主総会へご来場される株主の皆さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

サイバネットシステム株式会社

証券コード：4312

目 次

第38回定時株主総会招集ご通知	3
-----------------------	---

株主総会参考書類	7
----------------	---

第1号議案 取締役8名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

事業報告	21
------------	----

連結計算書類	50
--------------	----

計算書類	63
------------	----

監査報告書	72
-------------	----

CYBERNET

ビジョン

技術とアイデアで、社会にサステナビリティとサプライズを。

ミッション

想像を超える、創造力で、課題のブレイクスルーを導く。

クレド

社会への約束

私たちは、社会の変化を捉え、追求し、
発見と驚きのあるイノベータティブな提案をし続けなければならない。

日々、技術とアイデアを磨く努力を惜しまず、
いかなる未知の課題にも挑み、解決へと導かなければならない。

変化を恐れることなく、常に進化することを目指し、
より安心・安全、便利で豊かな社会の実現に貢献しなければならない。

本年も、当社ビジョン実現に向け、
守るべきものは守り、変化させるべきものは変化させながら、
シミュレーションのリーディングカンパニーを目指してまいります。

サイバネットのビジョン・ミッション・クレド全文はこちら▶



証券コード 4312
2023年2月22日
(電子提供措置の開始日2023年2月16日)

株 主 各 位

東京都千代田区神田練堀町3番地
サイバネットシステム株式会社
代表取締役 安 江 令 子

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第38回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。当社ウ
ェブサイトにアクセスのうえ、「株主総会」を選択いただき、ご確認くださいませよう、お願い
申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.cybernet.co.jp>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。「東証上場
会社情報サービス」トップページにアクセスのうえ、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・
検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申
しあげます。

東証上場会社情報サービス トップページ
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使
いただき、本定時株主総会当日のご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2023年3月9日（木曜日）
午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月10日（金曜日）午後2時（受付開始 午後1時）
2. 場 所 東京都千代田区神田練堀町3番地
富士ソフト アキバプラザ 5階 アキバホール
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

会場でのお土産の配布はございません。

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第38期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第38期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
書面交付請求された株主様へご送付している書面には、事業報告の「6 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制並びに運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び計算書類の「個別注記表」につきまして、法令及び当社定款第16条の規定に基づき記載しております。したがって、ご送付している書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

~~~~~  
<本定時株主総会における新型コロナウイルス感染症対策について>

- ①書面またはインターネット等により事前に議決権行使をしていただき、本定時株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ②所要時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明を省略する場合があります。招集ご通知を事前にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ③お土産の配布はございません。
- ④株主控室でのお飲み物の提供はございません。
- ⑤本定時株主総会に出席する当社役員及び運営スタッフは、マスク着用等で対応させていただきます。
- ⑥当社役員につきましては、感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続という観点から、本定時株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のための出席やオンラインによる出席とさせていただきます場合があります。
- ⑦ご来場の株主様には、会場に用意しておりますアルコール消毒液での手指消毒及び正しいマスクの着用をお願いいたします。
- ⑧会場にはサーモグラフィーカメラを設置し、ご来場の株主様には検温にご協力いただきます。サーモグラフィーカメラによる検温で、37.5度以上の発熱が確認された株主様、その他体調不良と見受けられる株主様は、ご入場をお断りさせていただきます。
- ⑨本定時株主総会の議事短縮のため、株主様のご質問は本定時株主総会の目的である事項（議題に関するもの）に限定させていただきます。ご理解とご協力をお願い申し上げます。
- ⑩本定時株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合があります。その場合は、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.cybernet.co.jp>）に掲載させていただきます。

2023年 3 月 10 日 (金曜日) 午後 2 時



2023年 3 月 9 日（木曜日）午後5時30分必着

[illegible]

2023年 **3** 月 **9** 日（木曜日）午後5時30分まで

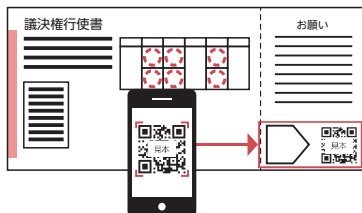


インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

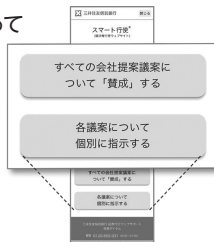
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に
記載のQRコードを読み取ってください。



(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

(注) QRコードを再度読み取ったと、PC向けサイトへ遷移できます。

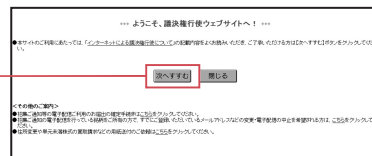
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

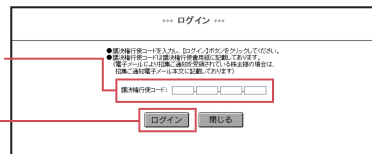
「次へすすむ」を
クリック



- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を
入力

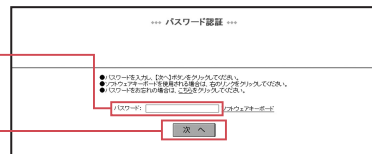
「ログイン」を
クリック



- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を
入力

「次へ」を
クリック



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などをご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031

フリーダイヤル
(受付時間 午前9時～午後9時)

(注) 1. インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

ただし、この両方が同日に着信した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

2. 管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役 8 名選任の件

取締役全員（7 名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、1 名増員することとし、取締役 8 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名	現在の地位	出席回数/取締役会
1	再 任	やす え れい こ 安 江 令 子	代表取締役社長執行役員	20 / 20
2	再 任	しら いし よし はる 白 石 善 治	取締役副社長執行役員	20 / 20
3	再 任	まつ もと まさ ひろ 松 本 真 周	取締役執行役員	20 / 20
4	新 任	た なか ひで ゆき 田 中 秀 幸	執行役員	- / -
5	再 任	ぜん みん ほん 鄭 明 宏	取締役	20 / 20
6	再 任	社 外 独立役員 きし はじむ 岸 甫	取締役	20 / 20
7	再 任	社 外 独立役員 は せ がわ よし すけ 長谷川 祥 典	取締役	17 / 17
8	再 任	社 外 独立役員 きた むら まさ ひと 北 村 正 仁	取締役	16 / 17

(注) 長谷川 祥典及び北村 正仁の両氏は、前回の定時株主総会（2022年 3 月 18 日開催）において新たに取締役に選任されたので、取締役会の開催回数が異なります。

各候補者の略歴等に記載の右記会社は、当社の子会社であります。	Cybernet Systems Holdings U.S. Inc.、サイバネット M B S E 株式会社、莎益博工程系統開発（上海）有限公司、思渤科技股份有限公司、CYBERNET SYSTEMS MALAYSIA SDN. BHD.、Noesis Solutions NV
--------------------------------	--

候補者番号

1

やす

安

え

江

れい

令

こ

子

再任

生年月日

1968年1月26日（満55歳）



所有する当社の株式の数

36,861株

取締役在任期間

5年 0ヶ月

取締役会出席回数

20 / 20回(100%)

略歴、地位及び担当

- 1991年4月 株式会社松下電器情報システム名古屋研究所（現パナソニックアドバンステクノロジー株式会社）入社
- 1999年4月 アンワイヤード・プラネット入社
- 1999年12月 モトローラ株式会社入社
- 2004年6月 SEVEN Networks, Inc.入社
- 2005年9月 Qualcomm, Inc.入社
- 2009年7月 富士ソフト株式会社入社 システム事業本部MS事業部モバイル企画部長
- 2012年4月 同社 執行役員 国際事業部長
- 2015年4月 同社 常務執行役員 国際事業部長
- 2018年1月 当社入社 副社長執行役員
- 2018年3月 当社 代表取締役 副社長執行役員
- 2019年3月 当社 代表取締役 社長執行役員 最高経営責任者（CEO）
- 2020年1月 当社 代表取締役 社長執行役員（現任）
- 2020年6月 株式会社タカラトミー 社外取締役（現任）
- 2021年3月 ライオン株式会社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

- 株式会社タカラトミー 社外取締役
- ライオン株式会社 社外取締役
- Cybernet Systems Holdings U.S. Inc. 取締役

取締役候補者とした理由

安江 令子氏は、長年にわたる国際ビジネスで培った高い見識や幅広い人脈を有し、持続的な企業価値の向上並びに当社グループの成長に寄与しており、経営全般に対する実効性の高い監督を期待できることから、取締役候補者に選定いたしました。

候補者番号

2

しら

白

いし

石

よし

善

はる

治

再任

生年月日

1971年9月9日（満51歳）



略歴、地位及び担当

1992年 4 月 富士ソフト株式会社入社
 2003年 12月 同社 IT事業本部営業部長
 2006年 6 月 同社 IT事業本部システムインテグレーション事業部副事業部長
 2007年 4 月 同社 IT事業本部システムインテグレーション事業推進部長
 2010年 4 月 同社 システム開発事業グループ営業ユニット長
 2012年 4 月 同社 執行役員 営業本部副本部長
 2015年 4 月 同社 常務執行役員 営業本部副本部長、金融事業本部長
 2016年 4 月 同社 常務執行役員 金融事業本部長
 2017年 3 月 株式会社東証コンピュータシステム 取締役
 2018年 3 月 富士ソフト株式会社 取締役 常務執行役員 金融事業本部長、MS事業部担当
 2018年 6 月 エース証券株式会社 取締役
 2019年 4 月 富士ソフト株式会社 取締役 常務執行役員 金融事業本部長
 2020年 4 月 同社 取締役 常務執行役員 営業本部 本部長
 2021年 3 月 当社 取締役 副社長執行役員（現任）

所有する当社の株式の数

8,753株

取締役在任期間

2年 0ヶ月

取締役会出席回数

20 / 20回(100%)

重要な兼職の状況

サイバネットMBSE株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

白石 善治氏は、IT事業における豊富な経験や高い見識をもとに、当社のITソリューション事業の拡大に寄与することのみならず、事業会社における取締役就任により培われた会社経営の経験を有しており、これらに基づく監督を期待できることから、取締役候補者に選定いたしました。

候補者番号

3

まつ

松

もと

本

まさ

真

ひろ

周

再任

生年月日

1974年10月7日（満48歳）



所有する当社の株式の数

8,316株

取締役在任期間

3年 0ヶ月

取締役会出席回数

20 / 20回(100%)

略歴、地位及び担当

1999年 4月 当社入社 ANSYS技術部
2012年 4月 当社 メカニカルCAE事業部東日本技術部部長
2013年 4月 当社 メカニカルCAE事業部技術部部長
2016年 1月 当社 CAE第1事業本部メカニカルCAE事業部技術部部長
2019年 1月 当社 CAE事業本部メカニカルCAE事業部副事業部長代行
2020年 1月 当社 執行役員 技術本部 副本部長
2020年 3月 当社 取締役 執行役員 技術本部 副本部長
2020年 4月 当社 取締役 執行役員
CAE事業本部 副本部長 兼 技術本部 副本部長
2021年 1月 当社 取締役 執行役員
技術本部 本部長 兼 CAE事業本部 副本部長
2023年 1月 当社 取締役 執行役員
デジタルエンジニアリング事業本部 本部長
兼 技術本部 本部長（現任）

重要な兼職の状況

莎益博工程系統開発（上海）有限公司 董事
思渤科技股份有限公司 董事
CYBERNET SYSTEMS MALAYSIA SDN. BHD. 取締役

取締役候補者とした理由

松本 真周氏は、長年にわたりマルチフィジックス解析ツールの技術サポートやソリューション提案に携わり、当社の主力であるメカニカルCAEビジネスの成長に寄与しており、これらに基づく監督を期待できることから、取締役候補者に選定いたしました。

候補者番号

4

た

田

な か

中

ひ で

秀

ゆ き

幸

新任

生年月日

1975年10月11日（満47歳）



略歴、地位及び担当

1998年 3 月 デロイトトーマツコンサルティング株式会社
（現アビームコンサルティング株式会社）入社
2005年10月 PwCアドバイザリー株式会社
（現PwCアドバイザリー合同会社）入社
2018年 6 月 当社入社
2020年 1 月 当社 執行役員 経営企画統括部 統括部長
2022年 5 月 当社 執行役員
経営企画統括部 統括部長 兼 総合管理統括部 副統括部長
2022年12月 当社 執行役員
経営企画統括部 統括部長
兼 総合管理統括部 統括部長（現任）

所有する当社の株式の数

1,437株

取締役在任期間

-年 -ヶ月

取締役会出席回数

- / -回(-%)

重要な兼職の状況

Noesis Solutions NV 取締役
诺易思工程软件（上海）有限公司 法定代表人 兼 執行董事

取締役候補者とした理由

田中 秀幸氏は事業計画策定、M&A、業務改善、基幹システム導入、内部統制等の幅広い経験を有しており、これらに基づく監督を期待できることから、取締役候補者に選定いたしました。

候補者番号

5

ぜ ん
鄭

み ん
明

ほ ん
宏

再 任

生年月日

1966年2月10日（満57歳）



所有する当社の株式の数

2,941株

取締役在任期間

4年 0ヶ月

取締役会出席回数

20 / 20回(100%)

略歴、地位及び担当

1990年10月 Industrial Technology Research Institute入所
2001年1月 TeraSoft Inc. 取締役
2008年7月 思渤科技股份有限公司 董事 兼 総経理
2009年8月 同社 総経理
2011年3月 同社 董事 兼 総経理
2015年1月 莎益博工程系統開発（上海）有限公司 董事
2015年3月 思渤科技股份有限公司 董事 兼 CEO 兼 総経理
2016年1月 莎益博工程系統開発（上海）有限公司 董事 兼 CEO 兼 総経理
2017年9月 同社 董事長 兼 CEO 兼 総経理（現任）
2017年10月 思渤科技股份有限公司 董事長 兼 CEO 兼 総経理（現任）
2019年3月 当社 取締役（現任）
2021年1月 CYBERNET SYSTEMS MALAYSIA SDN. BHD. 取締役 兼 CEO 兼 Managing Director（現任）

重要な兼職の状況

莎益博工程系統開発（上海）有限公司 董事長 兼 CEO 兼 総経理
思渤科技股份有限公司 董事長 兼 CEO 兼 総経理
CYBERNET SYSTEMS MALAYSIA SDN. BHD. 取締役 兼 CEO 兼 Managing Director

取締役候補者とした理由

鄭 明宏氏は、長年にわたり中国や台湾におけるCAEソリューションサービス事業の拡大に寄与することのみならず、ASEAN地域におけるビジネス経験を有しており、これらに基づく監督及び当社グループ各社との連携を期待できることから、取締役候補者に選定いたしました。

候補者番号

6

き し

岸

は じ む

甫

再 任

社 外

独立役員

生年月日

1941年7月9日（満81歳）



略歴、地位及び担当

1965年 4 月 沖電気工業株式会社入社
 1972年 4 月 同社 数値制御グループ課長
 1979年 9 月 ファナック株式会社転籍
 1984年 9 月 同社 商品開発研究所副所長
 1985年 6 月 同社 取締役
 1989年 6 月 同社 常務取締役 東部セールス本部長
 2005年 4 月 同社 専務取締役 FA国内セールス統括本部長
 2007年 6 月 同社 専務取締役退任 顧問
 2010年 6 月 同社 常務取締役
 2011年11月 同社 常務取締役退任 顧問
 2012年 4 月 国立大学法人電気通信大学 監事
 2016年 3 月 当社 社外監査役
 2016年 4 月 国立大学法人電気通信大学 学長特別補佐
 2017年 3 月 当社 社外取締役（現任）
 2021年 3 月 国立大学法人電気通信大学 客員教授（現任）

所有する当社の株式の数

8,169株

取締役在任期間

6 年 0 ヶ月

取締役会出席回数

20 / 20回(100%)

重要な兼職の状況

国立大学法人電気通信大学 客員教授

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

岸 甫氏は、数値制御技術に関する豊富な知識や経験、FA業界や国立大学法人における幅広い人脈を当社の事業の発展に活かしていただくだけでなく、事業会社における取締役就任により培われた会社経営の経験や、産業界における高い見識から、経営全般の監督とものづくりに関する貴重な意見をいただけたと考え、社外取締役候補者に選定いたしました。また、これらの理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏には、上記の経験を活かし、当社において、指名・報酬委員会及び利益相反審議委員会に出席いただき、独立した客観的な立場での監督や支配株主と少数株主との利益相反の監督を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号

7

は せ が わ よ し す け
長 谷 川 祥 典

再任

社外

独立役員

生年月日

1955年4月19日（満67歳）



所有する当社の株式の数

441株

取締役在任期間

1年 0ヶ月

取締役会出席回数

17 / 17回(100%)

略歴、地位及び担当

1980年 4月 シャープ株式会社入社
2005年 6月 同社 取締役 通信システム事業本部長
2007年 4月 同社 常務取締役 通信システム事業本部長
2009年 4月 同社 常務執行役員 モバイル液晶事業本部長
2010年 4月 同社 常務執行役員 液晶事業統轄 兼 液晶事業本部長
2013年 4月 同社 常務執行役員 通信システム事業統轄 兼 通信システム事業本部長
2015年 6月 同社 代表取締役 兼 専務執行役員 コンシューマーエレクトロニクス事業統轄
2016年 8月 同社 取締役 専務 兼 IoT通信事業本部長
2018年 1月 同社 専務執行役員 IoT事業本部長
2018年 7月 同社 専務執行役員 IoT HE事業本部長
2019年10月 株式会社SHARP COCORO LIFE 代表取締役会長
2022年 3月 当社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

長谷川 祥典氏は、事業会社における取締役就任により培われた通信システムやIoTに関する豊富な知識や経験を当社の事業に活かしていただくだけでなく、会社経営の経験から、経営全般の監督とビジネス展開に関する実践的かつ客観的な意見をいただけると考え、社外取締役候補者に選定いたしました。また、これらの理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏には、上記の経験を活かし、当社において、指名・報酬委員会及び利益相反審議委員会に出席いただき、独立した客観的な立場での監督や支配株主と少数株主との利益相反の監督を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号

8

きた

北

むら

村

まさ

正

ひと

仁

再任

社外

独立役員

生年月日

1959年1月3日（満64歳）



所有する当社の株式の数

-株

取締役在任期間

1年 0ヶ月

取締役会出席回数

16 / 17回(94%)

略歴、地位及び担当

1982年 4月 オリンパス光学工業株式会社（現オリンパス株式会社）入社
 1999年10月 オリンパス・シンガポール勤務
 2001年10月 オリンパス光学工業株式会社（現オリンパス株式会社） 産業情報部長
 2003年 4月 同社 IT戦略室長
 2006年 7月 同社 IT改革推進部長 兼 IT基盤部長
 2009年 7月 同社 IT統括本部長
 2012年 4月 同社 執行役員 Chief Compliance Officer
 2016年 4月 同社 執行役員 CSR本部長
 2018年10月 同社 執行役員 Chief Information Security Officer
 2019年 4月 同社 執行役員 Vice President, Chief Information Security Officer
 2022年 3月 当社 社外取締役（現任）
 2022年 4月 関西国際大学 経営学部 教授（現任）
 2022年 6月 一般社団法人 医療セキュリティ協議会 監事（現任）

重要な兼職の状況

関西国際大学 経営学部 教授
 一般社団法人 医療セキュリティ協議会 監事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

北村 正仁氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり事業会社におけるIT改革や情報セキュリティを担当され、これらに対する豊富な知識や経験を当社のIT改革の推進や情報セキュリティマネジメントに活かしていただくだけでなく、経営全般の監督と当社のグローバルなビジネス展開に関する実践的かつ客観的な意見をいただけると考え、社外取締役候補者に選定いたしました。また、これらの理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏には、上記の経験を活かし、当社において、指名・報酬委員会及び利益相反審議委員会に出席いただき、独立した客観的な立場での監督や支配株主と少数株主との利益相反の監督を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岸 甫、長谷川 祥典及び北村 正仁の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、各氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、原案どおり選任された場合、岸 甫、長谷川 祥典及び北村 正仁の各氏は引き続き独立役員となる予定であります。
3. 現在当社の取締役である各候補者の当社における地位及び担当は、事業報告「4. (1)取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。
4. 各候補者の過去10年間及び現在の親会社または親会社の子会社、当社子会社における業務執行者としての地位及び担当については、「略歴、地位及び担当」に記載のとおりであります。なお、富士ソフト株式会社及びその子会社は、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。
5. 岸 甫氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年、長谷川 祥典及び北村 正仁の両氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、岸 甫、長谷川 祥典及び北村 正仁の各氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、原案どおり選任された場合、岸 甫、長谷川 祥典及び北村 正仁の各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
7. 各候補者の所有する当社の株式の数は、2022年12月31日現在のものであります。なお、各候補者の所有する当社の株式の数には、サイバネットシステム役員持株会の持分が含まれております。
8. 当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

（ご参考）独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、独立社外取締役候補者の選定に当たり、次の各事項のいずれかに該当する場合には、独立性を欠くものと判断しております。よって、これらのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、実質的にも独立性を担保できると認められる人材であることに留意しております。

（1）過去10年以内に、次のいずれかに該当する者またはその二親等以内の親族であった者

- ① 当社もしくはその子会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
- ② 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
- ③ 当社の親会社グループに所属する会社の業務執行者

（2）最近1年以内に、次のいずれかに該当する者またはその二親等以内の親族であった者

- ① 当社と重要な取引関係がある会社の業務執行者またはその親会社もしくはその重要な子会社の業務執行者
- ② 当社またはその子会社の弁護士やコンサルタント等であって、当社取締役報酬以外に多額の報酬その他財産上の利益を受け取っている者
それが法人・団体等である場合は、当該法人・団体の業務執行者

（3）その他、当社の一般株主全体との間で上記（1）（2）にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役濱 文男氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

監査役候補者の選定にあたりましては、財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任することを前提に、監査役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、社外役員と代表取締役で構成される指名・報酬委員会 で十分な審議を経た上で、取締役会において決議しております。

お かの
岡 野 稔

新 任

社 外

独立役員

生年月日

1953年2月7日（満70歳）



略歴及び地位

1976年 4 月 野村證券株式会社 入社
2005年12月 同社 横浜支店 神奈川企業金融統括部長
2007年12月 みずほ証券株式会社 入社
2010年 5 月 同社 国内営業部門 部門長代理
2013年 2 月 オフィスオン・ユア・サイド 代表(現任)
2015年 3 月 イノベティブ・メソッド株式会社 代表取締役(現任)
2015年 3 月 株式会社エナリス 社外取締役
2022年 4 月 一般社団法人 全国建設請負業協会 代表理事 (現任)

重要な兼職の状況

オフィスオン・ユア・サイド 代表
イノベティブ・メソッド株式会社 代表取締役
一般社団法人 全国建設請負業協会 代表理事

所有する当社の株式の数

-株

監査役在任期間

-年 -ヶ月

取締役会出席回数

- / -回(-%)

監査役会出席回数

- / -回(-%)

社外監査役候補者とした理由

岡野 稔氏は、金融機関において長年にわたるファイナンス・M&Aに関する豊富な経験を有している他、事業会社における取締役としての経営経験を当社の監査体制に活かすことで、当社の内部統制システムの運用強化に貴重な意見をいただけると考え、社外監査役候補者に選定いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者の所有する当社の株式の数は、2022年12月31日現在の状況を記載しております。
3. 岡野 稔氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
4. 岡野 稔氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考) 取締役会メンバーのスキル・マトリックス

本定時株主総会において、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認された場合の取締役会の構成、並びに各取締役及び監査役が備えるスキルは次のとおりであります。

区分	社外	氏名	スキル・マトリックス								指名・報酬委員会	利益相反審議委員会
			企業経営経験	技術・研究開発	営業・マーケティング	財務・ファイナンス・M&A	ダイバーシティ推進・人材育成	法務・リスクマネジメント	ICT	グローバル経験		
取締役		安江 令子	●		●		●		●	●	●	
		白石 善治	●		●				●			
		松本 真周	●	●						●		
		田中 秀幸				●				●		
		鄭 明宏	●	●	●					●		
	●	岸 甫	●	●	●		●		●	●	●	●
	●	長谷川 祥典	●	●					●		●	●
	●	北村 正仁							●	●	●	●
監査役		内藤 達也				●	●	●				
	●	藤松 文						●			●	●
	●	岡野 稔			●	●					●	●

(注) 本表は、各取締役及び監査役（候補者を含む）が有する全てのスキルを表すものではありません。

以上

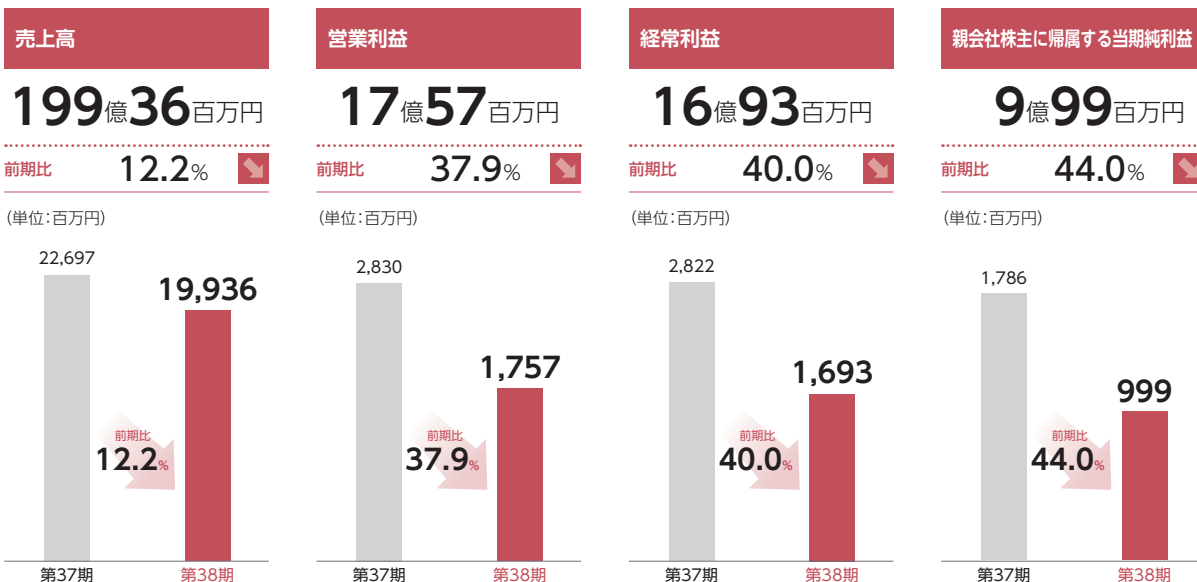
1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の業績は、売上高は199億36百万円（前期比12.2%減）、営業利益は17億57百万円（前期比37.9%減）、経常利益は16億93百万円（前期比40.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は9億99百万円（前期比44.0%減）となりました。

売上高は、Synopsys社との販売代理店契約終了の影響により減収となりました。営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は、減収の影響により減益となりました。

なお、当社グループでは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前期比較は基準の異なる算定方法に基づいた数値を用いております。詳細については、「連結注記表 2. 会計方針の変更に関する注記」をご参照ください。



セグメント別の業績は以下のとおりであります。

① 仕入実績

セグメントの名称	仕入高 (千円)	前期比 (%)
シミュレーションソリューションサービス事業	5,945,970	△22.4
ITソリューションサービス事業	2,863,777	3.9
合計	8,809,747	△15.5

(注) 1. 金額は、仕入価格によっております。
2. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

② 受注実績

セグメントの名称	受注高 (千円)	前期比 (%)	受注残高 (千円)	前期比 (%)
シミュレーションソリューションサービス事業	16,177,920	△12.9	5,454,445	△0.2
ITソリューションサービス事業	4,307,477	△0.3	2,597,599	21.2
合計	20,485,398	△10.5	8,052,044	6.2

(注) セグメント間の取引については、相殺消去しております。

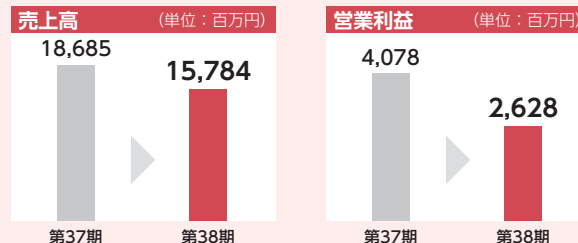
③ 販売実績

セグメントの名称	販売高 (千円)	前期比 (%)
シミュレーションソリューションサービス事業	15,784,926	△15.5
ITソリューションサービス事業	4,151,478	3.5
合計	19,936,405	△12.2

(注) セグメント間の取引については、相殺消去しております。

セグメント別の概況は以下のとおりであります。

シミュレーションソリューションサービス事業



【シミュレーションソリューションサービス事業】

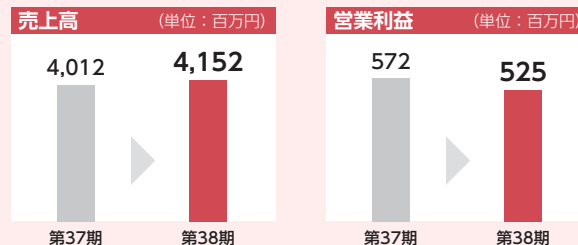
国内では、主力製品であるマルチフィジックス解析ツールは、保守契約の更新が堅調に推移いたしました。また、サービスは、設計業務の解析支援に関するエンジニアリングサービスやAIやAR関連のエンジニアリングサービス等が好調に推移しました。しかし、Synopsys社との販売代理店契約終了の影響が大きく、減収となりました。

海外では、販売子会社はSynopsys社との販売代理店契約終了の影響により、減収となりました。開発子会社ではSTEM※コンピューティング・プラットフォーム、公差解析マネジメントツールの販売と技術サポートサービスが、売上高・セグメント利益に寄与しております。

※STEM：Science Technology Engineering and Mathematics (科学、技術、工学、数学)という総合的な分野の総称。

以上の結果、売上高は157億84百万円（前期比15.5%減）、営業利益は26億28百万円（前期比35.6%減）となりました。

ITソリューションサービス事業



【ITソリューションサービス事業】

市場における在宅勤務（テレワーク）等の新しい働き方の定着・浸透に伴い、ゼロトラストセキュリティ実現のための基本要素である次世代型エンドポイントセキュリティの販売が好調に推移いたしました。また、クラウド環境向けセキュリティソリューションの販売が好調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は41億52百万円（前期比3.5%増）、営業利益は5億25百万円（前期比8.3%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は4億37百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 経営方針

イ. ビジョン、ミッション

当社グループは、持続可能な社会の実現に加え、社会及び世の中に対して驚きのある提案を届けることを目標に「技術とアイデアで、社会にサステナビリティとサプライズを。」をビジョンに、お客さまの期待を超える技術とアイデアで課題を解決し、更にその先の変革へと導くことを目標に「想像を超える、創造力で、課題のブレイクスルーを導く。」をミッションとして掲げております。

ロ. 中長期基本方針

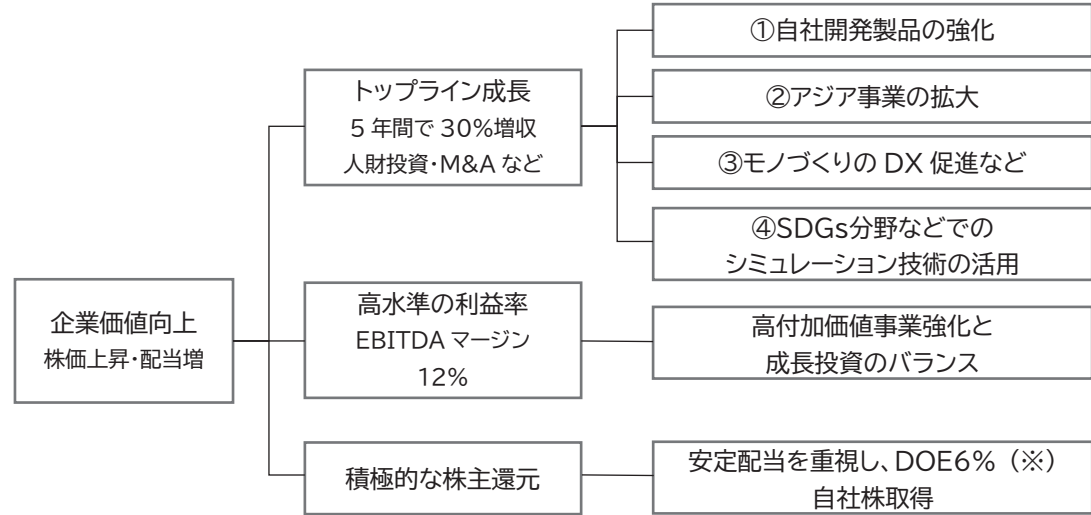
シミュレーションのリーディングカンパニーになることを目標に、次に掲げる中長期基本方針に基づき経営に取り組んでおります。

- 1.シミュレーションで社会のために貢献します。
- 2.グローバル企業へ成長します。
- 3.ダイバーシティを推進、人材育成を強化します。

ハ. 中期経営計画

当社グループは、2022年2月に2022年12月期から2026年12月期までの5カ年を対象とした中期経営計画を公表しております。

長期の企業価値向上のため、下図の重点方針及び重点施策に取り組んでおります。



(※) 2021年12月期までは、配当性向50%、DOE 3%を指標に活用

二. 数値目標

当社グループは、2024年12月期の数値目標は、売上高245億円、EBITDA (※1) 28億円、EBITDAマージン (※2) 11.4%、親会社株主に帰属する当期純利益16億円、ROE9.5%、2026年12月期の数値目標は、売上高300億円、EBITDA38億円、EBITDAマージン12.7%、親会社株主に帰属する当期純利益22億円、ROE12.0%であります。各目標値については本書作成時点において予測できる事情等を基礎とした合理的な判断に基づくものであり、その達成を保証するものではありません。

(※1) EBITDA = 営業利益 + 減価償却費

(※2) EBITDAマージン = EBITDA ÷ 売上高

②経営環境

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、ロシア・ウクライナ情勢の影響による資源価格の高騰、日米金利差拡大等による円安の進行、インフレ圧力の高まりを受けた世界的な金融引き締めなど、日本及び海外の経済を低迷させる複数のリスクがあり、企業の研究開発投資、情報システム投資への影響を注視する必要があります。

内外の人の往来をはじめ社会経済活動の正常化が進みつつありますが、在宅勤務の促進、「働き方改革」への取り組み促進のながれは継続すると考えられます。企業の情報システムでは、情報インフラのクラウド化が促進されており、社会全体で情報セキュリティへの対応の重要性が増加しております。また、製造業の企業ではSDGs（持続可能な開発目標）などの社会課題への対応のためのグリーントランスフォーメーション（GX）や、デジタルトランスフォーメーション（DX）による開発・設計プロセス改革に関する機運が高まっており、当社グループが提供するサービスのニーズはより一層高まっているものと認識しております。

③優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

イ. サステナビリティを巡る課題への対応

当社グループは、ビジョンの実現に向けて取り組むにあたり、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会につながる重要な経営課題であると認識しております。

また、当社グループは、中長期的な企業価値の向上の観点から、2021年度に当社のマテリアリティ（重要課題）を特定しました。社会課題の解決に貢献し、当社グループも持続的に成長するサステナビリティの実現に向け、取り組んでおります。

<マテリアリティ>

当社グループのマテリアリティはビジネス及び組織を通じて貢献する「3項目のマテリアリティ」と「5項目のマテリアリティを支える基盤」で構成されています。

マテリアリティ

- A.サステナブルな社会の実現に貢献するソリューションの創造
- B.お客さまの課題解決を通じた社会への貢献
- C.「多様性」を強みに継続的に新しい価値を創造する企業文化の醸成

マテリアリティを支える基盤

- 1.ビジネスの変革
- 2.テクノロジーとアイデアの探索・追求
- 3.グローバル企業への成長
- 4.多様な人財の採用・育成
- 5.ガバナンスの強化

ロ. 人的資本、知的財産への投資等

当社は、人的資本が最も重要な経営資本と認識しており、中長期基本方針の一つに「ダイバーシティを推進、人材育成を強化」することを掲げております。また、社会への約束、お客様への約束、社員との約束から構成されるグレドを策定しております。社員との約束は当社が社員に対して約束する姿勢を示しています。社員の成長を支援する、働きがいがある会社の実現に向けて取り組んでおります。また、2022年度は、リーダーシップ研修やアンコンシャス・バイアス研修、女性リーダー育成研修等の社内教育を積極的に実施しております。

知的財産への投資については、中期経営計画における成長の骨子の一つに「グローバルでの自社製品の販売拡大」を掲げており、自社開発製品の改良、新製品の開発、販売、OEM供給の拡大等当社の知的財産の価値向上に努めております。2022年度は、16百万円の研究開発費を支出しております。

(5) 財産及び損益の状況

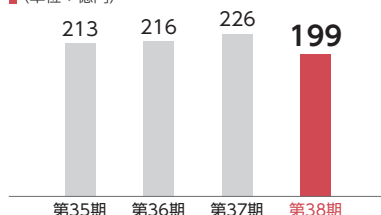
① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2019 年 度 第 35 期	2020 年 度 第 36 期	2021 年 度 第 37 期	2022 年 度 第 38 期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	21,350,645	21,665,009	22,697,542	19,936,405
営業利益 (千円)	2,020,201	2,877,182	2,830,444	1,757,924
経常利益 (千円)	2,145,731	2,840,059	2,822,772	1,693,546
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,258,246	1,561,363	1,786,776	999,738
1 株当たり当期純利益 (円)	40.38	50.09	57.29	32.31
総資産額 (千円)	20,821,570	22,242,939	23,270,548	24,155,346
純資産額 (千円)	13,636,254	14,480,328	15,732,497	14,749,581
1 株当たり純資産額 (円)	432.12	457.76	494.82	471.79

(注) 第31期より「役員報酬BIP信託」及び「株式付与ESOP信託」を導入していましたが、第35期において当該制度を廃止し、当該信託が所有する当社株式を無償取得のうえ消却しております。なお、当該信託が所有していた当社株式については、自己株式として計上していたため、1株当たり当期純利益の算定にあたっては、当該株式数を控除する自己株式に含めて「普通株式の期中平均株式数」を算定しており、また、1株当たり純資産額の算定にあたっては、当該株式数を期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

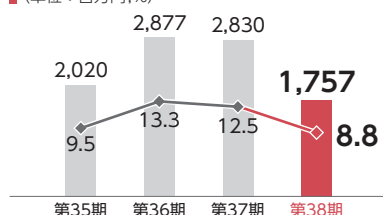
売上高

(単位: 億円)



営業利益・営業利益率

(単位: 百万円, %)



経常利益

(単位: 百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

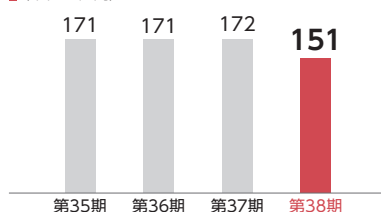
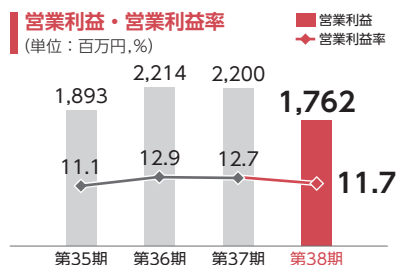
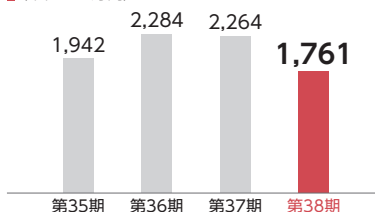
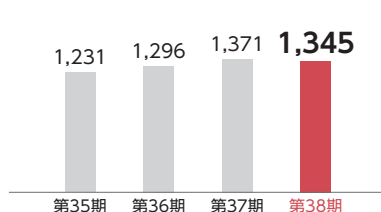
(単位: 百万円)



② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2019 年 度 第 35 期	2020 年 度 第 36 期	2021 年 度 第 37 期	2022 年 度 第 38 期 (当事業年度)
売上高 (千円)	17,134,535	17,109,268	17,261,069	15,124,814
営業利益 (千円)	1,893,916	2,214,714	2,200,407	1,762,954
経常利益 (千円)	1,942,915	2,284,622	2,264,493	1,761,815
当期純利益 (千円)	1,231,896	1,296,381	1,371,629	1,345,664
1 株当たり当期純利益 (円)	39.54	41.59	43.98	43.48
総資産額 (千円)	18,560,239	19,174,354	19,092,938	20,252,641
純資産額 (千円)	12,992,336	13,585,331	14,128,009	13,393,705
1 株当たり純資産額 (円)	416.98	435.73	452.95	433.62

(注) 第31期より「役員報酬BIP信託」及び「株式付与ESOP信託」を導入していましたが、第35期において当該制度を廃止し、当該信託が所有する当社株式を無償取得のうえ消却しております。なお、当該信託が所有していた当社株式については、自己株式として計上していたため、1株当たり当期純利益の算定にあたっては、当該株式数を控除する自己株式に含めて「普通株式の期中平均株式数」を算定しており、また、1株当たり純資産額の算定にあたっては、当該株式数を期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

売上高
(単位：億円)営業利益・営業利益率
(単位：百万円,%)経常利益
(単位：百万円)当期純利益
(単位：百万円)

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

イ. 親会社との関係

当社の親会社は富士ソフト株式会社（資本金26,200百万円）であり、同社は当社の株式16,807,500株（議決権比率54.4%）を保有いたしております。

当社は、同社に商品の販売、技術サービスの提供を行い、同社から情報通信機器等の仕入れ及び事務所の賃借をしております。

ロ. 親会社との間の取引に関する事項

a. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

b. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、諮問機関として独立社外取締役及び独立社外監査役で構成される利益相反審議委員会を設置し、親会社グループと当社グループとの取引で重要な取引、行為について、少数株主の利益保護の観点から審議し答申しております。

また、当社は親会社より取締役及び監査役を受け入れておりますが、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自的意思決定に基づき業務を執行しており、上場企業としてのお互いの立場を尊重しつつ経営の独立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

c. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
WATERLOO MAPLE INC.	998.7千CAD	100.0%	STEMコンピューティング・プラットフォームの開発・販売等
Cybernet Systems Holdings U.S. Inc.	1千USD	100.0%	持株会社
Sigmetrix, L.L.C.	3,097千USD	100.0% (100.0%)	3次元公差マネジメントツールの開発・販売等
莎益博工程系統開発（上海）有限公司	14,707千元	100.0%	CAE及びMBD関連製品の販売・サポート等
Noesis Solutions NV	61千EUR	100.0%	最適設計支援ツールの開発・販売等
CYBERNET SYSTEMS MALAYSIA SDN. BHD.	4,000千RM	100.0%	CAE関連製品の販売・サポート等
サイバネットMBSE株式会社	440,000千円	100.0%	MBSEに関するコンサルティング等
思渤科技股份有限公司	40,000千TWD	57.0%	CAE及びMBD関連製品の販売・サポート等

（注）「当社の議決権比率」欄の（内書）は、間接所有であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

当社グループの主な事業は、ソフトウェア及び技術サービス（技術サポートやコンサルティング等）を提供するものであります。

主要な商品・製品及びサービス等は次のとおりであります。

区 分	主要な商品・製品及びサービス等
シミュレーションソリューションサービス事業	マルチフィジックス解析ソフトウェア、高速機構解析ソフトウェア、MBD/MBSE/デジタルツインソフトウェア、材料知識データベースマネジメントソフトウェア、PLM/PDM/SPDMソフトウェア、樹脂流動解析ソフトウェア、複合材料解析ソフトウェア、音響解析ソフトウェア、粉体挙動解析ソフトウェア、板成型解析ソフトウェア、システムレベル熱流体シミュレーションソフトウェア、3次元公差マネジメントソフトウェア、トポロジー最適化ソフトウェア、光学設計解析ソフトウェア、照明設計解析ソフトウェア、有機デバイスシミュレータ、光学測定機器、STEM※コンピューティングソフトウェア、最適設計支援ソフトウェア、システムレベルモデリング&シミュレーションサービス、CAEクラウド、CAEエンジニア育成サービス、MBSE・MBD・CAEエンジニアリングサービス、汎用可視化ソフトウェア、AR/VRソリューション、ビッグデータ可視化ソフトウェア、IoTプラットフォーム、IoTプラットフォーム導入支援、デジタルツイン構築支援、AR/VR/汎用可視化エンジニアリングサービス、AIシステム構築サービス、医療画像ソフトウェア
ITソリューションサービス事業	クラウドセキュリティソフトウェア、エンドポイントセキュリティソフトウェア、エンドポイント管理ソフトウェア、イノベーション支援ソフトウェア、セキュリティインテグレーションサービス

（※）STEM：Science Technology Engineering and Mathematics

(8) 主要な事業所（2022年12月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
東京本社	東京都千代田区
中部支社	愛知県名古屋市中区
西日本支社	大阪府大阪市中央区

② 重要な子会社

名 称	所 在 地
WATERLOO MAPLE INC.	Waterloo, Ontario, Canada
Cybernet Systems Holdings U.S. Inc.	Nevada, U.S.A.
Sigmetrix, L.L.C.	McKinney, Texas, U.S.A.
莎益博工程系統開発（上海）有限公司	中華人民共和国上海市
Noesis Solutions NV	Leuven, Belgium
CYBERNET SYSTEMS MALAYSIA SDN. BHD.	Kuala Lumpur, Malaysia
サイバネットMBSE株式会社	東京都墨田区
思瀚科技股份有限公司	台湾新竹市

(9) 使用人の状況（2022年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
571名	2名 減

(注) 上記のほか、99名の臨時社員がおります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
335名	15名 減	42.9歳	10年 1ヶ月

(注) 上記のほか、80名の臨時社員がおります。

(10) 主要な借入先（2022年12月31日現在）

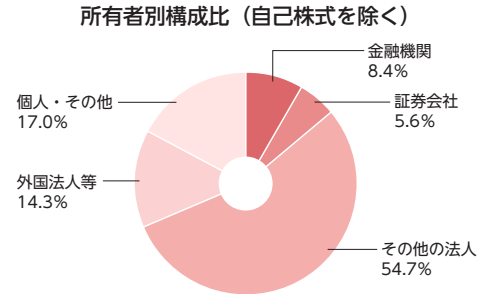
該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	129,600,000株
(2) 発行済株式の総数	32,076,000株
(3) 株 主 数	7,169名



(注) 上記の数値は四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

(4) 上位 10 名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
富士ソフト株式会社	株 16,807,500	% 54.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,830,600	5.93
JPLLC-CLJPY	776,300	2.51
MSIP CLIENT SECURITIES	748,500	2.42
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	725,082	2.35
JP JPMSE LUX RE CITIGROUP GLOBAL MARKETS L EQ CO	678,037	2.20
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	653,000	2.11
J P モルガン証券株式会社	649,683	2.10
BNYM SA /NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	649,569	2.10
畠山敬多	594,800	1.93

(注) 当社は、自己株式（1,187,618株）を保有しておりますが、上記上位10名の株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く。）	13,646株	4名
社外取締役	-株	-名
監査役	-株	-名

（注）上記交付対象者には、期中に退任した取締役1名が含まれております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	安 江 令 子	株式会社タカラトミー 社外取締役 ライオン株式会社 社外取締役 Cybernet Systems Holdings U.S. Inc. 取締役
取 締 役 副社長執行役員	白 石 善 治	サイバネットMB S E 株式会社 取締役
取 締 役 員 執 行 役 員	松 本 真 周	莎益博工程系統開発（上海）有限公司 董事 思渤科技股份有限公司 董事 CYBERNET SYSTEMS MALAYSIA SDN. BHD. 取締役
取 締 役	鄭 明 宏	莎益博工程系統開発（上海）有限公司 董事長 兼 CEO 兼 総経理 思渤科技股份有限公司 董事長 兼 CEO 兼 総経理 CYBERNET SYSTEMS MALAYSIA SDN. BHD. 取締役 兼 CEO 兼 Managing Director
取 締 役	岸 甫	国立大学法人電気通信大学 客員教授
取 締 役	長谷川 祥 典	-
取 締 役	北 村 正 仁	関西国際大学 経営学部 教授 一般社団法人 医療セキュリティ協議会 監事
常 勤 監 査 役	内 藤 達 也	-
監 査 役	濱 文 男	-
監 査 役	藤 松 文	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー 株式会社トップス 社外監査役

- (注) 1. 取締役岸 甫、長谷川 祥典及び北村 正仁の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役濱 文男及び藤松 文の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役岸 甫、長谷川 祥典及び北村 正仁の各氏並びに監査役藤松 文氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

氏 名	担当及び重要な兼職の状況		異 動 年 月 日
	変更後	変更前	
北 村 正 仁	関西国際大学 経営学部 教授	-	2022年4月1日
	一般社団法人 医療セキュリティ協議会 監事	-	2022年6月21日

- ・2022年3月18日開催の第37回定時株主総会において、長谷川 祥典及び北村 正仁の両氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
- ・2022年3月18日開催の第37回定時株主総会終結の時をもって、取締役大西 誠氏は、任期満了により退任いたしました。
- ・2022年11月30日をもって、取締役木元 寛氏は、辞任により退任しました。

5. 2022年12月31日現在の執行役員である取締役は、次のとおりであります。

地位及び担当	氏 名	職 名 及 び 職 務
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	安 江 令 子	CAE事業本部 本部長
取 締 役 副社長執行役員	白 石 善 治	一
取 締 役 執 行 役 員	松 本 真 周	技術本部 本部長 兼 CAE事業本部 副本部長

6. 当事業年度末日後に生じた取締役の担当及び重要な兼職の異動

該当事項はありません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

取締役の報酬は、責任ある業務執行並びに監督責任の発揮を促進するよう経営目標に対する成果・責任に応じて各取締役の報酬額を設定することを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）及び譲渡制限付株式報酬により構成されるものとし、非業務執行取締役の報酬は、基本報酬（固定報酬）のみとしております。

また、業務執行取締役の種類別の報酬割合については、業績連動報酬のウエイトが高まる構成となるよう努めるものとし、指名・報酬委員会において、検討を行うものとしております。

② 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬等は、基本報酬（月額報酬）のみとしております。

監査役の経営に対する独立性を高めるため、役員退職慰労金制度を廃止しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、2006年6月23日開催の第21回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）と決議されております。決議当時の取締役の員数は6名であります。

監査役の報酬等の額は、2000年6月28日開催の第15回定時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。決議当時の監査役の員数は3名であります。

また、上記の取締役の報酬額とは別枠で、2020年3月12日開催の第35回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）を対象に、譲渡制限付株式の付与のための報酬として年額50百万円以内と決議されております。決議当時の取締役は8名（うち社外取締役2名）であります。

④ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、連結ベースの業績連動（売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益の事業計画達成率）により算定し、各取締役の業務執行を評価した上で加減算を行い、かつ当該年度の経済状況や経営環境を勘案して支給額を決定し、当該支給額を賞与として毎年一定の時期に支給しております。

なお、当事業年度における賞与に係る指標の目標及び実績は次のとおりであります。

連結売上高：目標20,000百万円、実績19,936百万円

連結経常利益：目標1,800百万円、実績1,693百万円

親会社株主に帰属する当期純利益：目標1,150百万円、実績999百万円

また、業績指標として連結売上高、連結経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を選定した理由は、当該指標が当社の短期及び中長期的な業績への貢献度を総合的に判断できるものであり、客観的かつ定量的な評価指標であると考えているためであります。

⑤ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬は譲渡制限付株式報酬とし、具体的には、2020年3月12日開催の第35回定時株主総会において決定したとおり、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものであります。

なお、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、年額50百万円以内とするものであります。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものであります。

また、支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内とするものであります。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	145 (15)	93 (15)	42 (―)	10 (―)	9 (4)
監査役 (うち社外監査役)	18 (8)	18 (8)	―	―	3 (2)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2022年3月18日開催の第37回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び期中に退任した取締役1名を含めて記載しているためであります。

3. 業績連動報酬等は、当事業年度にかかる役員賞与引当金繰入額を記載しております。

4. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

5. 当社は取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止しております。

6. 上記の他、社外役員が当社親会社の子会社から受けた顧問としての報酬等の額は800千円であります。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役の個人別の報酬等については、取締役会の決議に基づき各取締役の活動内容、担当職務及び貢献度等を把握する代表取締役社長 安江 令子氏に委任しております。

取締役の個人別の報酬等の内容は、代表取締役社長 安江 令子氏が、個別の評価を実施し、取締役会の決定した方針に則して個別の基本報酬及び業績連動報酬等の案を作成し、取締役会の諮問機関である独立社外取締役等で構成される指名・報酬委員会による審議・答申を経て、その総額について取締役会の承認を得た上で決定していることから、取締役会は、定められた決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役岸 甫氏の兼職先である国立大学法人電気通信大学と当社との間には、営業上の取引関係がありますが、その取引額は、当社の連結売上高に比べ僅少であるため、その概要の記載を省略しております。
- ・社外取締役北村 正仁氏の兼職先である関西国際大学及び一般社団法人 医療セキュリティ協議会と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・社外監査役藤松 文氏の兼職先である阿部・井窪・片山法律事務所及び株式会社トップスと当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要

区 分	氏 名	出席状況	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要
社 外 取 締 役	岸 甫	当事業年度開催の取締役会には20回中20回出席しております。	数値制御技術に関する豊富な経験や、事業会社における役員就任経験で培われた見識から、必要に応じ当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。 また、指名・報酬委員会の委員長及び利益相反審議委員会の委員を務めており、独立した客観的な立場で会社経営の監督や、支配株主と少数株主との利益相反の監督をしております。
社 外 取 締 役	長谷川 祥 典	就任後、在任中開催の取締役会には17回中17回出席しております。	通信システムやIoTに関する豊富な知識、経験や、事業会社における役員就任経験で培われた見識から、必要に応じ当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。また、指名・報酬委員会及び利益相反審議委員会の委員を務めており、独立した客観的な立場で会社経営の監督や、支配株主と少数株主との利益相反の監督をしております。
社 外 取 締 役	北 村 正 仁	就任後、在任中開催の取締役会には17回中16回出席しております。	事業会社におけるIT改革や情報セキュリティに関する豊富な知識や経験で培われた見識から、必要に応じ当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。また、指名・報酬委員会及び利益相反審議委員会の委員を務めており、独立した客観的な立場で会社経営の監督や、支配株主と少数株主との利益相反の監督をしております。
社 外 監 査 役	瀧 文 男	当事業年度開催の取締役会には20回中20回、また、監査役会には20回中20回出席しております。	事業会社における取締役就任により培われた会社経営の経験や見識から、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。 また、指名・報酬委員会の委員を務めております。
社 外 監 査 役	藤 松 文	当事業年度開催の取締役会には20回中20回、また、監査役会には20回中20回出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。 また、指名・報酬委員会の委員及び利益相反審議委員会の委員長を務めております。

(注) 1. 取締役会及び監査役会の回数は、書面により開催した回数を除いております。

2. 社外取締役長谷川 祥典及び北村 正仁の両氏につきましては、2022年3月18日就任後の状況を記載しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役（常勤監査役であるものを除く。）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(5) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。同契約の被保険者は、当社及び国内子会社の取締役、監査役及び執行役員、並びに海外子会社の取締役または監査役を兼務する当社従業員であり、保険料に関しては会社が全額負担しております。同契約において、被保険者が役員としての職務の執行に起因して第三者から損害賠償請求または株主代表訴訟を提起された場合に、被保険者が負担することになる損害及び争訟費用を填補することとしております。

ただし、同契約においては、職務執行の適正性が損なわれないようにするために、犯罪行為や意図的な違法行為に起因する損害等は補填されない等、一定の免責事由に該当するものについては、補填の対象としないこととしております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32,500千円
② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,860千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況を確認し、一定程度の効率化を図りつつ設定された報酬額の見積りの妥当性を監査品質の向上と深度強化の観点から検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務（非監査業務）である、収益認識に関する会計基準の適用対応に係る助言業務を委託しております。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、不再任とする必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

6 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制並びに運用状況

【体制の概要】

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議し、適宜これを改定しております。

その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業行動規範として、「サイバネットグループコンプライアンス行動指針」を制定し、コンプライアンス諸規程を整備するとともに、その確立を図る。
- ② 当社は、内部通報室、賞罰委員会を設置し、法令・定款等の違反行為が発生した場合は、迅速に情報を把握しその対処に努める。
- ③ 当社は、「内部通報者保護に関する規程」に基づき内部通報制度を構築し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- ④ 当社は、取締役の業務執行に係る適法性を確保し、契約等の不適切なリスクを回避するため、「法的検討」制度を設け、法務担当部門は必要に応じて顧問弁護士等と協力し、対応する。
- ⑤ 当社は、「ハラスメント防止規程」に基づき、社内に専用の相談窓口を設置することで、ハラスメントの防止及び排除を図る。
- ⑥ 当社は、「情報セキュリティ基本方針」及び関連規程を制定し、情報セキュリティの強化及び個人情報の保護に努める。
- ⑦ 当社は、執行部門から独立した内部監査部門を置き、監査業務により発覚したコンプライアンス違反を、取締役及び監査役に報告する。
- ⑧ 当社は、適正な会計処理を確保し財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を制定するとともに内部統制委員会を設け、財務報告に係る内部統制の環境整備と有効性向上を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規程」に従い、経営一般に関する重要文書、決裁及び重要な会議に関する文書または財務・経理に関する文書等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等について、適切に作成、保存、授受及び廃棄する。
- ② 当社は、前号の規程において、保存期間、文書種別責任者、文書等（電磁的記録を含む。以下同じ）の保存及び廃棄の管理方法を定め、運用する。
- ③ 取締役及び監査役は、いつでも、前号の保存された文書を閲覧することができる。
- ④ 当社は、「個人情報保護規程」及び「秘密情報管理規程」を制定し、個人情報及び重要な営業秘密を適切かつ安全に保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスクマネジメント基本方針」及び「リスクマネジメント規程」において、リスクを管理するための体制及びリスクマネジメントシステムを維持するための仕組みなどを定め、処々のリスクを定期的に、また、必要に応じて把握・評価し、毎年度の事業計画に対し、適切に反映する。
- ② 当社は、リスクマネジメントを担う機関として、「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクマネジメントの計画、推進、進捗及び課題等の審議を行う。
- ③ 当社は、本項第1号の規程等で定めた管轄業務ごとに実行部隊責任者を置き、当社の企業活動に関するリスクを網羅的、統括的に管理する。
- ④ 当社は、不測の事態が発生した場合、「経営危機管理規程」に基づき、損害及びリスクを最小限にするため、総務担当部門管掌取締役を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定及び監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化する。
- ② 当社は、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項について、事前に経営幹部会議において必要な審議を行う。
- ③ 当社は、取締役会決議に基づく業務執行について、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」にて執行の手続きを簡明に定め、効率的かつ迅速な業務執行を可能にする。
- ④ 当社は、グループ中長期経営戦略を策定し、計画を具体化するために事業年度ごとに部門別・子会社別に目標を設定し、管理する。
- ⑤ 当社は、業務運営状況を把握し、効率化への改善を図るために、内部監査部門による内部監査を実施する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業行動規範として、「サイバネットグループコンプライアンス行動指針」を制定し、コンプライアンス諸規程を整備するとともに、その確立を図る。
- ② 当社は、内部通報室、賞罰委員会を設置し、法令・定款等の違反行為が発生した場合は、迅速に情報を把握しその対処に努める。
- ③ 当社は、「内部通報者保護に関する規程」に基づき内部通報制度を構築し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- ④ 当社は、業務執行に係る適法性を確保し、契約等の不適切なリスクを回避するため、「法的検討」制度を設け、法務担当部門は必要に応じて顧問弁護士等と協力し、対応する。
- ⑤ 当社は、「ハラスメント防止規程」に基づき、社内に専用の相談窓口を設置することで、ハラスメントの防止及び排除を図る。
- ⑥ 当社は、労働条件、就業上の不安等の使用人が抱える各種の悩みに対する相談窓口を設置し、使用人の職務執行の適正を確保する。

- ⑦ 当社は、「情報セキュリティ基本方針」及び関連規程を制定し、情報セキュリティの強化及び個人情報の保護に努める。
- ⑧ 当社は、執行部門から独立した内部監査部門を置き、監査業務により発覚したコンプライアンス違反を、取締役及び監査役に報告する。
- ⑨ 当社は、適正な会計処理を確保し財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を制定するとともに内部統制委員会を設け、財務報告に係る内部統制の環境整備と有効性向上を図る。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
 - ・当社は、「関係会社管理規程」を制定し、当社による決裁及び当社に対する報告制度を設けることにより、子会社の経営の適正を確保する。
 - ・当社は、同規程において、関係会社の管理及び連絡のための子会社担当部門を定め、子会社の重要な報告事項及び業務状況の報告を受け、必要に応じ指示指導を行う。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、「リスクマネジメント基本方針」及び「リスクマネジメント規程」において、当社グループ全体のリスクを管理するための体制、リスクマネジメントシステムを維持するための仕組み等を制定し、子会社のリスクを定期的に、また、必要に応じて把握・評価し、毎年度の事業計画に適切に反映する。
 - ・当社は、当社グループのリスクマネジメントを担う機関として、「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメントの計画、推進、進捗及び課題等の審議を行う。
 - ・当社は、同規程で定めた子会社も含めた管轄業務ごとに実行部隊責任者を置き、当社グループの企業活動に関するリスクを網羅的かつ統括的に管理する。
- ③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、子会社が社内規程で定めた職務執行に関する権限及び責任に従い、業務を効率的に遂行している状況について、定期的に報告を受ける。
 - ・当社は、グループ中長期経営戦略を制定し、計画を具体化するために事業年度ごとに部門別・子会社別に目標を設定し、管理する。
 - ・当社は、内部監査部門による子会社監査を実施し、業務遂行状況について子会社と共有、協力の上、改善を図る。
- ④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、当社グループ全体に適用する企業行動規範として、「サイバネットグループコンプライアンス行動指針」を制定し、周知する。
 - ・当社は、コンプライアンス委員会を設けることにより、当社グループ全体のコンプライアンスに係る重要事項を審議するとともに、子会社における業務の適正を確保する。

- ・当社は、子会社の取締役及び使用人が、当社グループにおいて、法令・定款違反その他倫理違反行為等、コンプライアンスに関する重要事項を発見または経営管理、指導が法令・定款に違反し、その他倫理上問題があると認めた場合に、内部通報室または賞罰委員会に報告するための制度を構築する。
- ・取締役会は、子会社担当部門を通して、子会社における前3号の違反行為について、子会社の賞罰規程等に従い行われる手続の状況及び結果について、報告を受ける。
- ・当社は、内部監査部門を通して、内部監査規程に基づく子会社監査をさせ、子会社における法令及び定款違反を未然に防止するとともに、発見された問題に対する対策を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 当社は、監査役から請求があった場合、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人の中から監査役補助者を任命する。
- ② 監査役補助者に必要な人数及び求められる資質については、監査役と協議の上、適任と認められるものを配置する。

(8) 監査役補助者の当社の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役補助者は、監査役の専任とし、業務執行に係る役職を兼務せず、監査役以外の指揮命令は受けない。
- ② 監査役補助者の異動、人事評価及び懲戒等に関する決定は監査役の同意を要する。

(9) 監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 取締役及び使用人は、監査役補助者に対する監査役の指示の実効性を確保し監査業務が円滑に行えるよう協力する。

(10) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ① 取締役は、当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実及び業績に影響を与える重要な事項を発見した場合、直ちに監査役に報告する。
- ② 当社は、内部通報制度及び各種相談窓口を設置しており、これらを適切に運用することにより、法令・定款違反その他倫理上の問題について、当社取締役及び使用人が監査役に対する報告体制を確保する。
- ③ 監査役は、いつでも必要に応じて、業務の執行状況について取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ④ 監査役は、当社の法令遵守体制に問題を認めたとき、取締役会において意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- ⑤ 内部監査部門は、定期的に監査役に対する報告会を実施し、当社における監査計画、結果及びリスク管理状況等の現状を報告する。

(11) 子会社の取締役、監査役、監事、監察人及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者（以下、「報告者」という。）が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 当社は、内部通報制度を構築し、グループ会社相談窓口として内部通報室を設置しております。これらを適切に運用することにより、当社グループの法令・定款違反その他倫理上の問題について、報告者の当社の監査役に対する報告体制を確保する。
- ② 報告者は、当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実について、発見または報告を受けた場合、直ちに当社の監査役または内部通報室に対して報告する。

(12) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、報告をしたものが不利な扱いを受けないようにするため、以下のとおり定める。
 - ・通報したことを理由として解雇、懲戒及び配置換えなどのあらゆる法律上・事実上の不利益な取扱いを受けないこと。
 - ・通報者の秘密が厳守されること。
- ② 前号の内容について、「サイバネットグループコンプライアンス行動指針」に記載し、当社グループに対し、周知する。

(13) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還について請求した場合、明らかに監査役の職務執行に関係しないと認められる費用を除き、速やかにこれに応じる。

(14) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役の職務執行状況や社内の重要課題を把握し必要に応じて意見を述べることができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
- ② 監査役は、内部監査部門と緊密な関係を保ち、内部監査の実施状況について適宜報告を受ける。
- ③ 監査役は、監査にあたり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

(15) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下「反社会的勢力」という。）による被害を防止することのみならず、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済と社会の発展を妨げる反社会的勢力を社会から排除していくために、反社会的勢力とは取引関係を含めた一切の関係を遮断し、不当要求には断固として拒否する。また、反社会的勢力と係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。

当社は、平素より警察、顧問弁護士、暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）等の外部専門機関との緊密な連携に努め、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

イ. 社内規則等の整備状況

当社は、「サイバネットグループコンプライアンス行動指針」において、「反社会的勢力に対しては、断固とした態度で対応する」旨を規定するとともに、別途反社会的勢力に対する基本方針を定めている。

ロ. 社内体制の整備状況

a. 対応統括部門及び不当要求防止責任者の設置状況

当社は、総務法務部を所管部門とする反社会的勢力対応部門（以下「反社対応部門」という。）を設置し、反社会的勢力への対応等の総括責任者として総務法務部長を任命している。また、反社対応部門に法務担当社員からなる不当要求防止責任者を置き、平素より不当要求による被害の発生・拡大の防止に努めている。

b. 外部の専門機関との連携状況

当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、平素より警察、顧問弁護士、暴追センター等の外部専門機関との緊密な関係の構築や、連携体制の強化を図っている。

c. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、反社対応部門において、反社会的勢力に関する過去の記事の検索等により知り得た公知情報を取り纏めたり、定期的に入手する外部専門機関からの関連情報を必要に応じて社内へ周知徹底させている。また、入手した情報の一元管理及び蓄積を行っている。

d. 対応マニュアルの整備状況

当社は、反社会的勢力に対する初期対応から、指揮命令系統及び情報伝達経路、反社会的勢力と何らかの関係を持ってしまった場合の解消方法等を定めたマニュアル、並びに不当要求を受けた場合、断固とした拒絶を行うためのガイドライン等を策定し、社員へ周知徹底する。

e. 研修活動の実施状況

当社は、顧問弁護士による取締役及び執行役員に対する研修の中で、反社会的勢力への対応についても採り上げ、実施している。また、社員に対しても年1回のコンプライアンス研修において、適宜反社会的勢力に関するテーマを採用し、実施している。

【運用状況の概要】

当社は「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、業務の適正性を確保するために必要な体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度におけるその運用状況の概要については、以下のとおりであります。

当社は、継続的にコンプライアンス経営の推進に取り組んでおり、コーポレート・ガバナンスにおける基本的な考え方を「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に定め、当社グループのすべての役員及び従業員が、法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下に業務を執行するため、「サイバネットグループコンプライアンス行動指針」を掲げ、当社グループ全体へ周知徹底しております。当社従業員に対する定期教育、子会社従業員に対する適宜教育を実施し、コンプライアンスに対する意識の向上を図っております。また、役員に対して弁護士によるコンプライアンス勉強会を実施し、知識を共有しております。内部通報に関しては、独立性が守られた専用窓口として内部通報室を設置し、また他にも各種相談窓口を設置し、それぞれの窓口担当者（人事相談窓口、内部通報室、常勤監査役、他）が必要に応じて相互連携を図る等して、窓口の有効活用に努めております。

当社は、情報セキュリティの強化にも積極的に取り組んでおり、情報セキュリティ委員会の設置により「情報セキュリティ基本方針」の遵守に努めております。万一セキュリティ事故が発生した際は、情報セキュリティ委員会を中心に、事故の重要度に応じた施策を速やかに実施すべく、対策本部の設置の要否判断をはじめ、早期の復旧と再発防止を行う体制となっておりますが、今期は対策本部を必要とする重要度の高いセキュリティ事故は発生いたしませんでした。従業員に対しては、入社時の教育の他、定期的に教育を実施し、情報セキュリティに対する理解・意識の向上を図っております。また、関連法令の制定または改正等により、新たな情報管理が必要になった場合は、適宜社内規程の改正を行い、適切かつ安全な情報管理に努めております。

当社は、損失の危険の管理の一環として、リスクマネジメント委員会を設置し、企画・立案・審議・ルール制定活動を実施しております。委員会メンバーによるリスク重要度に即した対策優先度の決定が行われ、対策が行われております。各部門に実行部隊責任者を置き、担当する範囲でのリスク対策実務の運用・管理を行っております。また、新型コロナウイルス対策に関しては、各部門の対策管理者からなる対策管理体制をとり、迅速な対応、情報の共有を行うとともに、感染状況により、関連する社内ルールの見直しなど、適切な管理状況を維持するよう対応しております。

当社は、子会社から当社への報告体制構築や、当社取締役・執行役員及び従業員の子会社役員就任により、重要情報が適宜当社に報告される仕組みの整備・運用を行っております。当社の内部監査部門は、適宜、子会社に対する監査やモニタリングを実施しますが、その結果や是正または改善項目について、代表取締役及び監査役に報告を行っております。さらに、当該子会社の取締役会においても監査等の結果を報告するとともに、是正または改善状況についてのフォローアップを実施しております。

当社は、常勤監査役が取締役会、経営幹部会議等の重要度の高い会議に出席し、取締役及び使用人の業務執行状況の把握に努めております。また、常勤監査役と内部監査部門は情報共有や意見交換を目的に、定期的なミーティングを実施することで連携強化に努めております。これにより、内部監査及び内部統制システムの運用の実効性を高めております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題と位置付け、財務の健全性を維持しながら、資本効率を高めていく方針であります。

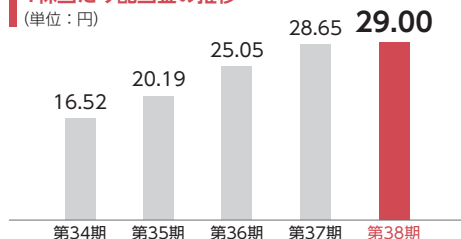
配当につきましては、当面の間、安定配当と継続的な増配を重要視し、「親会社株主に帰属する当期純利益」の範囲を原則として、純資産（自己資本）配当率（DOE）6.0%を配当金額の目安といたします。

自己株式の取得につきましては、株価水準等を考慮して総合的に判断した上で、機動的に実施することとし、自己株式の処分・活用につきましては、当社グループの成長と発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をしてまいります。

この基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、2023年2月9日開催の取締役会において、1株当たり14円20銭（配当金総額438百万円）とし、配当金の支払日（効力発生日）を2023年2月24日とさせていただきます。すでに、2022年8月30日に実施済みの中間配当金1株当たり14円80銭とあわせまして、年間配当金は1株当たり29円（配当金総額895百万円）となります。

1株当たり配当金の推移

（単位：円）



（注）本事業報告の記載数字は、金額については表示単位未満切捨、比率その他については四捨五入で表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	22,231,315	流動負債	8,359,622
現金及び預金	8,348,001	買掛金	1,195,161
受取手形、売掛金及び契約資産	3,606,003	未払法人税等	20,826
有価証券	7,000,000	賞与引当金	409,525
商品及び製品	33,790	役員賞与引当金	29,057
仕掛品	22,587	助成金返還引当金	429,929
原材料及び貯蔵品	8,539	前受金	5,442,771
前渡金	2,623,174	その他	832,349
その他	591,384	固定負債	1,046,141
貸倒引当金	△2,165	退職給付に係る負債	992,044
固定資産	1,924,030	繰延税金負債	30,827
有形固定資産	342,804	役員賞与引当金	19,853
建物	76,020	その他	3,416
工具、器具及び備品	262,792	負債合計	9,405,764
リース資産	3,991	純資産の部	
無形固定資産	1,007,278	株主資本	14,212,619
その他	1,007,278	資本金	995,000
投資その他の資産	573,947	資本剰余金	913,261
投資有価証券	2,055	利益剰余金	13,059,237
繰延税金資産	534,433	自己株式	△754,879
その他	58,239	その他の包括利益累計額	360,102
貸倒引当金	△20,781	為替換算調整勘定	360,102
資産合計	24,155,346	非支配株主持分	176,859
		純資産合計	14,749,581
		負債及び純資産合計	24,155,346

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	19,936,405
売上原価	11,813,870
売上総利益	8,122,534
販売費及び一般管理費	6,364,609
営業利益	1,757,924
営業外収益	
受取利息	17,992
その他	9,296
営業外費用	
為替差損	63,793
過年度売上税等	23,819
その他	4,054
経常利益	1,693,546
特別利益	
固定資産売却益	0
特別損失	
固定資産除却損	1,006
税金等調整前当期純利益	1,692,540
法人税、住民税及び事業税	230,062
法人税等調整額	432,519
当期純利益	1,029,959
非支配株主に帰属する当期純利益	30,220
親会社株主に帰属する当期純利益	999,738

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	995,000	911,440	13,937,946	△556,432	15,287,954
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△911,939	—	△911,939
会計方針の変更を反映した当期首残高	995,000	911,440	13,026,007	△556,432	14,376,015
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△966,508	—	△966,508
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	999,738	—	999,738
自己株式の取得	—	—	—	△209,793	△209,793
自己株式の処分	—	1,821	—	11,346	13,167
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	1,821	33,229	△198,447	△163,395
当期末残高	995,000	913,261	13,059,237	△754,879	14,212,619

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		非 支 配 株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	145,999	145,999	298,543	15,732,497
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△7,750	△919,689
会計方針の変更を反映した当期首残高	145,999	145,999	290,793	14,812,808
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△966,508
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	999,738
自己株式の取得	—	—	—	△209,793
自己株式の処分	—	—	—	13,167
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	214,103	214,103	△113,933	100,169
当期変動額合計	214,103	214,103	△113,933	△63,226
当期末残高	360,102	360,102	176,859	14,749,581

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

・連結子会社の数	14社
・主要な連結子会社の名称	WATERLOO MAPLE INC. Cybernet Systems Holdings U.S. Inc. Sigmetrix, L.L.C. 莎益博工程系統開発（上海）有限公司 Noesis Solutions NV CYBERNET SYSTEMS MALAYSIA SDN. BHD. サイバネットMB S E 株式会社 思渤科技股份有限公司

なお、CYFEM Inc.は清算が終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
・其他有価証券	

市場価格のない株式等以外 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

・商品	先入先出法
・仕掛品	個別法
・原材料	移動平均法
・貯蔵品	先入先出法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

主として定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	3 年～15 年
工具、器具及び備品		4 年～5 年

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> □. 無形固定資産 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社利用のソフトウェア ・ 市場販売目的のソフトウェア | <p>定額法によっております。</p> <p>主として社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。</p> <p>主として見込販売収益による償却方法と見込販売期間（３年以内）の均等配分額を比較し、いずれか大きい額を償却する方法によっております。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ハ. リース資産 | <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> |
- ③ 重要な引当金の計上基準
- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> イ. 貸倒引当金 | <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> □. 賞与引当金 | <p>従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ハ. 役員賞与引当金 | <p>役員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> 二. 助成金返還引当金 | <p>助成金の返還に備えるため、助成金返還見込額を計上しております。</p> |
- ④ 重要な収益及び費用の計上基準
- 当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- 当社及び連結子会社は、ソフトウェア技術及び技術サービス（技術サポートやコンサルティングサービス等）によるソリューションサービスを行っております。ソフトウェアのライセンスの提供については、ライセンスが供与される時点で知的財産を使用する権利が提供されるものであるため、契約開始の時点において履行義務が充足されると判断しており、当該ライセンスの契約開始時点で収益を認識しております。また、ソフトウェアのメンテナンスサービスについては、契約期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、契約期間にわたり収益を認識しております。
- 一部の契約取引では、ソフトウェア、機器販売、レンタル、保守サービス等の役務等、ライセンスの供与とメンテナンスサービスを含むものがあり、これらは契約時の各履行義務の独立販売価格の比率に基づきそれぞれの履行義務に取引価格を配分しております。また、独立販売価格が直接観察できない場合には、仕入先から提示された仕入価格リストをもとに、予想コストに利益相当額を加算するアプローチにより、独立販売価格を見積もる方法を用いて算定しております。
- なお、顧客に提供する商品及び製品や役務の提供において、当社及び連結子会社が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。
- ⑤ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替換算差額は損益として処理しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

- | | |
|----------------------|---|
| ・退職給付見込額の
期間帰属方法 | 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に
帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 |
| ・数理計算上の差異の
費用処理方法 | 数理計算上の差異については、発生額を発生年度において費用処理
しております。 |

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準等」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、ソフトウェアのメンテナンスサービスについては、従来、主として契約開始時点で収益を認識しておりましたが、契約期間にわたり収益を認識する処理に変更しております。

また、単一の契約において、ライセンスの供与とメンテナンスサービスが含まれる場合は、ライセンスの供与とメンテナンスサービスごとに履行義務を識別し、独立販売価格の比率に基づきそれぞれの履行義務に取引価格を配分する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は198,139千円減少、売上原価は109,104千円減少しております。これにより、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は89,035千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は911,939千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、金融商品に関する注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「前渡金」（前連結会計年度671,394千円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 助成金返還引当金

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 | |
| 助成金返還引当金 | 429,929千円 |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社連結子会社であるベルギーのNoesis Solutions NVにおきまして、不適正な支給申請を行っていたことが発覚したため、返還金の見積額を助成金返還引当金として計上しております。見積額は、過年度に計上した助成金収入より合理的に算定しておりますが、実際の返還額と乖離が生じる可能性があります。その場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において助成金返還引当金の計上金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 | |
| 繰延税金資産 | 534,433千円 |
| 繰延税金負債 | 30,827千円 |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収または支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しております。そのうち繰延税金資産の回収可能性については、一時差異等のスケジューリングや課税所得を合理的に見積もって判断しておりますが、一時差異等のスケジューリングが変更になった場合や課税所得が見積りを下回ることとなった場合、または法人税率の引き下げ等の税制改正がなされた場合には、翌連結会計年度の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	1,064,469千円
----------------	-------------

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	32,076,000	－	－	32,076,000

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年 2月9日 取締役会	普通株式	509,351	16.33	2021年 12月31日	2022年 2月28日
2022年 8月3日 取締役会	普通株式	457,157	14.80	2022年 6月30日	2022年 8月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年 2月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	438,615	14.20	2022年 12月31日	2023年 2月24日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本価額の維持及び流動性の確保を図りつつ安定した収益確保を目指し、安定運用を行うことを基本方針としております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関して、当社は、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年次ごとに把握する体制としております。連結子会社においても、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、余裕資金運用基準に従い、運用資産現況及び運用成績を定期的に取締役会に報告しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注2)を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
イ. 満期保有目的の債券	7,000,000	7,000,000	—
ロ. その他有価証券	—	—	—
資産計	7,000,000	7,000,000	—

(注1) 有価証券に関する事項

有価証券及び投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

イ. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	その他	7,000,000	7,000,000	—
合計		7,000,000	7,000,000	—

ロ. その他有価証券

該当事項はありません。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2,055

上記については、市場価格のない株式等であるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年内	1 年超 5 年内	5 年超
現金及び預金	8,348,001	—	—
受取手形	139,403	—	—
売掛金	3,419,842	46,756	—
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	7,000,000	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—
合計	18,907,247	46,756	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
その他	4,500,000	2,500,000	—	7,000,000
資産計	4,500,000	2,500,000	—	7,000,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券等（譲渡性預金含む）は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。ただし、短期間に決済されるものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。譲渡性預金は短期資金市場で活発な取引が行われることから、レベル1に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	シミュレーション ソリューション サービス事業	ITソリューション サービス事業	
一時点で移転される財またはサービス	7,773,778	742,044	8,515,822
一定の期間にわたり移転される財またはサービス	8,011,148	3,409,433	11,420,582
顧客との契約から生じる収益	15,784,926	4,151,478	19,936,405
外部顧客への売上高	15,784,926	4,151,478	19,936,405

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,708,829
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,356,837
契約資産（期首残高）	123,507
契約資産（期末残高）	180,181
契約負債（期首残高）	4,967,227
契約負債（期末残高）	5,223,201

契約資産は、顧客への役務提供契約について連結会計年度末時点で完了しているが未請求の履行義務に係る当社の権利に関するものであり、契約資産は対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、レンタル、保守サービス等の役務提供を行うにあたり顧客から受け取った前受金に関連するものであり、役務の提供やレンタル期間等の経過に伴い履行義務が充足され、契約負債から収益へと振り替えられます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首の契約負債残高に含まれていた額は、4,410,397千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	7,246,509
1年超2年以内	552,081
2年超3年以内	172,748
3年超	80,704

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 471円79銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 32円31銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	17,471,627	流動負債	5,863,475
現金及び預金	5,299,727	買掛金	859,667
受取手形	138,422	未払金	68,433
売掛金	2,039,007	未払費用	334,598
有価証券	7,000,000	前受金	4,190,095
商品及び製品	5,160	預り金	29,067
仕掛品	20,402	賞与引当金	359,005
原材料及び貯蔵品	8,536	役員賞与引当金	20,830
前渡金	2,558,764	その他	1,777
前払費用	90,805	固定負債	995,460
その他	312,970	退職給付引当金	992,044
貸倒引当金	△2,170	その他	3,416
固定資産	2,781,014	負債合計	6,858,935
有形固定資産	262,678	純資産の部	
建物	74,201	株主資本	13,393,705
工具、器具及び備品	184,485	資本金	995,000
リース資産	3,991	資本剰余金	913,261
無形固定資産	736,250	資本準備金	909,000
ソフトウェア	736,199	その他資本剰余金	4,261
その他	51	利益剰余金	12,240,323
投資その他の資産	1,782,086	利益準備金	71,960
関係会社株式	1,047,889	その他利益剰余金	12,168,363
関係会社出資金	70,081	別途積立金	6,090,000
関係会社長期貸付金	150,000	繰越利益剰余金	6,078,363
繰延税金資産	502,067	自己株式	△754,879
その他	12,197	純資産合計	13,393,705
貸倒引当金	△150	負債及び純資産合計	20,252,641
資産合計	20,252,641		

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	15,124,814
売上原価	9,485,374
売上総利益	5,639,439
販売費及び一般管理費	3,876,484
営業利益	1,762,954
営業外収益	
受取利息	4,434
有価証券利息	1,649
その他	42,653
営業外費用	
為替差損	49,726
その他	150
経常利益	1,761,815
特別利益	
関係会社清算益	218,487
特別損失	
固定資産除却損	434
関係会社株式評価損	67,599
税引前当期純利益	1,912,269
法人税、住民税及び事業税	133,195
法人税等調整額	433,409
当期純利益	1,345,664

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで) (単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	995,000	909,000	2,440	911,440	71,960
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—
会計方針の変更を反映した 当期首残高	995,000	909,000	2,440	911,440	71,960
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	1,821	1,821	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	1,821	1,821	—
当期末残高	995,000	909,000	4,261	913,261	71,960

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計			
	別途積立金	繰越利益 剰 余 金				
当期首残高	6,090,000	6,616,041	12,778,001	△556,432	14,128,009	14,128,009
会計方針の変更による累積的 影響額	－	△916,834	△916,834	－	△916,834	△916,834
会計方針の変更を反映した 当期首残高	6,090,000	5,699,206	11,861,166	△556,432	13,211,174	13,211,174
当期変動額						
剰余金の配当	－	△966,508	△966,508	－	△966,508	△966,508
当期純利益	－	1,345,664	1,345,664	－	1,345,664	1,345,664
自己株式の取得	－	－	－	△209,793	△209,793	△209,793
自己株式の処分	－	－	－	11,346	13,167	13,167
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	379,156	379,156	△198,447	182,530	182,530
当期末残高	6,090,000	6,078,363	12,240,323	△754,879	13,393,705	13,393,705

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・満期保有目的の債券
- ・子会社株式及び関連会社株式
- ・その他有価証券

償却原価法（定額法）
移動平均法による原価法

市場価格のない株式等以外
のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、
移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によって
おります。

- ・商 品
- ・仕 掛 品
- ・原 材 料
- ・貯 蔵 品

先入先出法
個別法
移動平均法
先入先出法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年
工具、器具及び備品	4年～5年

② 無形固定資産

定額法によっております。

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっておりま
す。

- ・市場販売目的のソフトウェア

見込販売収益による償却方法と見込販売期間（3年以内）の均等配分
額を比較し、いずれか大きい額を償却する方法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっており
ます。

(3) 引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績
率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を
検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年
度に負担すべき金額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度
に負担すべき金額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異については、発生額を発生年度において費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、ソフトウェア技術及び技術サービス（技術サポートやコンサルティングサービス等）によるソリューションサービスを行っております。ソフトウェアのライセンスの提供については、ライセンスが供与される時点で知的財産を使用する権利が提供されるものであるため、契約開始の時点において履行義務が充足されると判断しており、当該ライセンスの契約開始時点で収益を認識しております。また、ソフトウェアのメンテナンスサービスについては、契約期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、契約期間にわたり収益を認識しております。

一部の契約取引では、ソフトウェア、機器販売、レンタル、保守サービス等の役務等、ライセンスの供与とメンテナンスサービスを含むものがあり、これらは契約時の各履行義務の独立販売価格の比率に基づきそれぞれの履行義務に取引価格を配分しております。また、独立販売価格が直接観察できない場合には、仕入先から提示された仕入価格リストをもとに、予想コストに利益相当額を加算するアプローチにより、独立販売価格を見積もる方法を用いて算定しております。

なお、顧客に提供する商品及び製品や役務の提供において、当社が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準等」という。）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、ソフトウェアのメンテナンスサービスについては、従来、主として契約開始時点で収益を認識しておりましたが、契約期間にわたり収益を認識する処理に変更しております。

また、単一の契約において、ライセンスの供与とメンテナンスサービスが含まれる場合は、ライセンスの供与とメンテナンスサービスごとに履行義務を識別し、独立販売価格の比率に基づきそれぞれの履行義務に取引価格を配分する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は234,775千円減少、売上原価は131,873千円減少しております。これにより、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は102,901千円減少しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は916,834千円減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	502,067千円
--------	-----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記（2）繰延税金資産の回収可能性」に記載しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	602,315千円
建物	88,348千円
工具、器具及び備品	513,523千円
リース資産	443千円
(2) 関係会社に対する金銭債権または金銭債務	
短期金銭債権	16,582千円
短期金銭債務	144,881千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額	
営業取引（収入分）	148,123千円
営業取引（支出分）	808,874千円
営業取引以外の取引（収入分）	46,399千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期 首	増加	減少	当 事 業 年 度 末
普通株式（株）	884,831	320,627	17,840	1,187,618

- （注） 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加320,627株は、2022年2月14日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得320,000株及び譲渡制限付株式報酬の無償取得627株によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少17,840株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	109,384 千円
未払法定福利費	16,778 千円
未払事業税	△1,973 千円
貸倒引当金	713 千円
退職給付引当金	303,811 千円
減価償却超過額	3,476 千円
関係会社株式評価損	605,097 千円
その他	805,332 千円
繰延税金資産小計	1,842,619 千円
評価性引当額	△1,340,551 千円
繰延税金資産合計	502,067 千円
繰延税金資産（負債）の純額	502,067 千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社の名称	議決権等の 所有/被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	富士ソフト 株式会社	被所有 直接54.4%	当社商品の販売及び 技術サービスの提供 情報通信機器の購入 資金貸付 事務所賃借	資金の貸付 (注1)	—	関係会社 短期貸付金	—
				資金の回収 (注1)	3,579,656		
				利息の受取 (注1)	4,139	—	—
子会社	CYFEM Inc.	所有 直接65.0%	—	清算配当金 (注2)	218,487	—	—

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針

資金の貸付については、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引であり、金利は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、取引金額においては純額で表示しております。

(注2) CYFEM Inc.は、2022年3月21日付で清算終了しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	433円62銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	43円48銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

13. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月8日

サイバネットシステム株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石 井 雅 也 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 横 山 雄 一 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サイバネットシステム株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイバネットシステム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月8日

サイバネットシステム株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石 井 雅 也 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 横 山 雄 一 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サイバネットシステム株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役会等の議事録を閲覧のうえ、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月8日

サイバネットシステム株式会社 監査役会

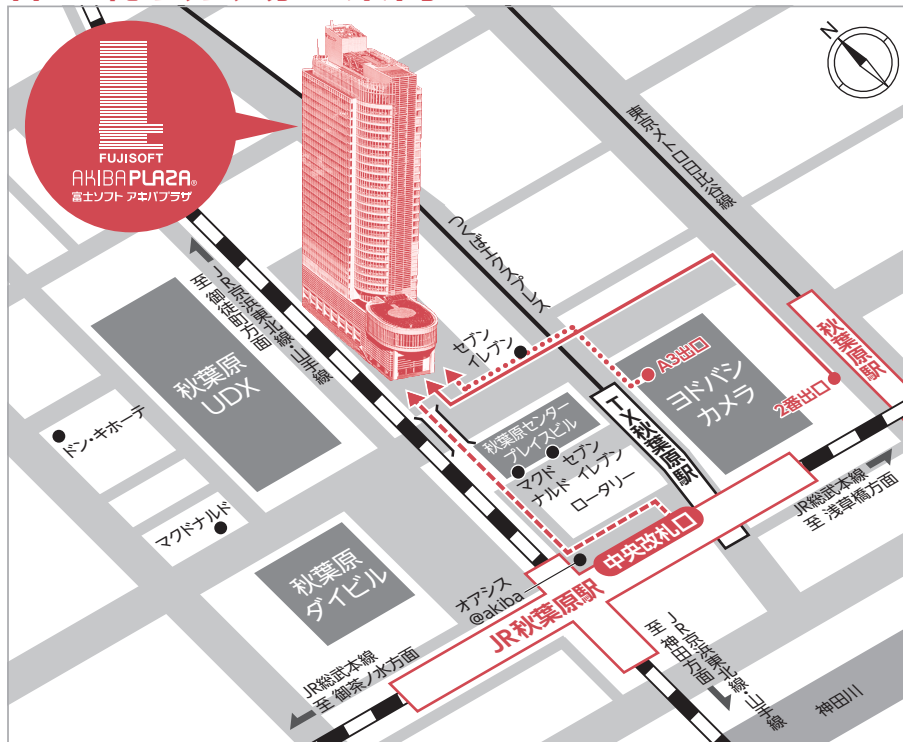
常勤監査役 内 藤 達 也 ㊞

社外監査役 濱 文 男 ㊞

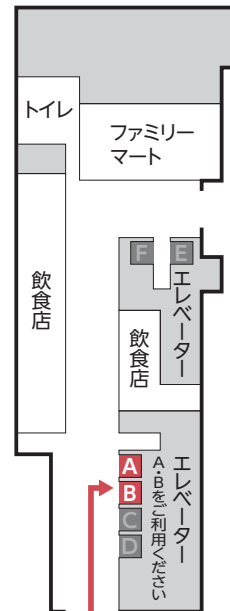
社外監査役 藤 松 文 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図



■ アキバプラザ 1階フロアマップ



正面入口

JR秋葉原駅中央改札口方面より
東京メトロ日比谷線秋葉原駅2番出口より
つくばエクスプレス秋葉原駅A3出口より

最寄駅

J R 秋葉原駅
(中央改札口)

徒歩2分

つくばエクスプレス秋葉原駅
(A3出口)

徒歩2分

東京メトロ日比谷線秋葉原駅
(2番出口)

徒歩3分

会場

東京都千代田区神田練塀町3番地
富士ソフト アキバプラザ 5階
アキバホール

TEL : 050-3000-2741

※会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

